その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実等を経て、平成二十五年度からは、障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）として施行された。法においては、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げるとともに、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや障害者等に対する支援の拡充を行い、障害福祉計画については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講じることを法律上明記し、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとした。

この指針は、法の趣旨等を踏まえ、特に、平成二十七年度からは全てのサービス利用に関してサービス等利用計画（法第五条第二十項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）の作成が可能な体制を整備することを前提として、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成二十九年度末の目標を設定するとともに、平成二十七年度から平成二十九年度までの第四期障害福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一の一の1から4まで以外の部分中「障害者及び障害児」を「障害者等」に、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を「共生社会」に、「こと及び」を「こと、」に、「並びに」を「及び」に改め、同一の1の見出し中「と自己選択の尊重」を「の尊重と意思決定の支援」に、同1中「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を「共生社会」に改め、「ため」の下に「、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに」を加え、「障害者等の」を「その」に改め、同一の2中「であって」を「であって」に、「第一条で定める」を「別表に掲げる」に改め、「をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、「均てん」を「均てん化」に改め、「発達障害者」の下に「及び高次脳機能障害者」を加え、「高次脳機能障害者についても同様である。」を「さらに、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていく。」に改め、同一の3の見出し中「地域生活移行や」を「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援」に改め、同3中「から、」の下に「入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から」を加え、「移行や」を「移行、地域生活の継続の支援、」に改め、「新たな」及び「るとともに」を削り、「身近な地域におけるサービス」を「地域生活支援の」に改め、同3に次のように加える。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。また、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。

こうしたサービス提供体制の整備については、個別の状況に応じて、関係者や障害者本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画に位置づけ、計画的に推進する。

第一の二中「数値」を削り、同二の1中「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援」を「居宅介護（法第五条第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、重度訪問介護（同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）、同行援護（同条第四項に規定する同行援護をいう。以下同じ。）、行動援護（同条第五項に規定する行動援護をいう。以下同じ。）及び重度障害者等包括支援（同条第九項に規定する重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）」に改め、同二の2中「生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センター」を「療養介護（法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。）、生活介護（同条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）、短期入所（同条第八項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）、自立訓練（同条第十二項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）、就労移行支援（同条第十三項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）、就労継続支援（同条第十四項に規定する就労継続支援をいう。以下同じ。）及び地域活動支援センター（同条第二十五項に規定する地域活動支援センターをいう。）」に改め、同二の3の見出し中「入所等から地域生活への移行の推進」を「地域生活支援拠点等の整備」に改め、同3中「グループホーム（一の下に「法第五条第十五項に規定する」を、「とともに、」の下に「地域移行支援（同条第十八項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。）及び地域定着支援（同条第十九項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。）」を加え、「（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）」を削り、同3に次のように加える。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにする。

さらに、一の3に掲げる体制の整備による地域生活支援の機能をさらに強化するため、各地域内で、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設（同条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）に付加した拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備を図る。なお、障害者支援施設を地域生活支援拠点とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとすることが必要である。また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「面的な体制」という。）の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが必要である。

第一の三を次のように改める。

三　相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ、重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠である。

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画については、まずは、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を維持することが重要であることから、平成二十七年度以降の利用者数の増加等に応じて更なる体制を確保する必要がある。その上で、個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は地域相談支援（法第五条第十六項に規定する地域相談支援をいう。以下同じ。）等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行わなければならない。このため、都道府県及び市町村は、福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所（法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。）の充実のため、必要な施策を確保していかなければならない。なお、これらの取組を効果的に進めるため、市町村においては、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。）を有効に活用することが重要である。